

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

松江市固有の歴史的風致を形成するうえで重要な構成要素となる歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図るためにその保全・整備が必要となる建造物について、歴史と伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、「歴史的風致形成建造物」として指定する。

想定されるものとしては、史跡松江城を中心とする旧城下町エリアで行われる鑿行列やホーランエンヤの伝統行事に関連する神社などや、茶の湯の活動に使用される茶室など、近世城下町の歴史・文化を感じさせる建造物である。また、出雲国府跡を中心とする国府跡周辺エリアでは、出雲国造家とそれに関わる神事・祭礼に深いつながりを持つ神社などが想定される。そのほかにも、鹿島エリアでは、佐太神社の神在祭や佐陀神能の舞台となる建造物、海運で栄えた美保関エリアで発展した祭礼などの伝統文化とつながりの深い灯台関連施設など、さらに宍道エリアでは、旧山陰道沿線の宿場町とそこで行われる蓮華祭の舞台となる神社などがある。

このように、歴史的風致形成建造物の指定対象は建築物が主体となるものの、歴史・文化的な価値を持ち、人々の活動との関連性の深い人工河川（堀川、佐陀川）や橋梁などの建造物も対象とする。

また、重点区域内において、過去に歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復原し、公開することが、区域の歴史的風致の維持及び向上のために特に必要と認められる場合は、これを復原したうえで歴史的風致形成建造物の指定対象とする。

これら指定対象として想定される建造物は、今後も良好な状態を維持していくべき価値を有しているため、その修復や修景に対する市民の理解を高めるとともに、所有者や管理者等にも歴史的風致形成建造物の指定への理解と協力を求めていくものである。

そこで、松江市における歴史的風致形成建造物の指定においては、原則として下記の事項を全て満たしていることを条件とする。

- [1] 重点区域の設定要件となっている国指定文化財とともに、歴史と伝統を反映した人々の活動と一体となって歴史的風致を形成する建造物で、歴史上または文化的な価値の認められるもの。
- [2] 位置、意匠、形態、材質、技術等において、その価値の根拠や履歴等が明確であり、下記のいずれかに該当するもの。

- ①文化財保護法第57条第1項に該当する登録有形文化財
- ②島根県文化財保護条例第4条第1項に規定する島根県指定有形文化財（建造物）
- ③島根県文化財保護条例第31条第1項に規定する島根県指定史跡名勝天然記念物
- ④松江市文化財保護条例第4条に規定する松江市指定文化財
- ⑤景観法第19条に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設
- ⑥その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして松江市長が特に認めたもの

[3] 所有者、管理者等により、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持及び向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定されるものは、次表のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧表

No.	名称／築年	写 真	所在地	文化財指定等区分※	関連する歴史的風致
			所有者	歴史的風致形成建造物指定日	
1	松江神社 寛永5年 (1628)		とのまち 殿町		鏿行列に見られる歴史的風致
			宗教法人		
2	興雲閣 明治36年 (1903)		とのまち 殿町 (松江神社地内)	②県指定	鏿行列に見られる歴史的風致
			松江市	令和2年8月24日	
3	塩見躰旧武家 屋敷遺構 江戸時代末期		きたほりちよう 北堀町	④市指定	堀川に見られる歴史的風致
			松江市	令和2年8月24日	
4	武家屋敷 江戸時代末期		きたほりちよう 北堀町	④市指定	堀川に見られる歴史的風致
			松江市	令和2年8月24日	
5	松江藩家老朝 日家長屋 天保13年 (1842)		とのまち 殿町 (松江歴史館地内)	④市指定	堀川に見られる歴史的風致
			松江市		
6	北惣門橋 江戸時代 平成6年(1994) 復元		とのまち 殿町 (松江歴史館前)		ホーランエンヤに見られる歴史的風致
			松江市	令和2年8月24日	
7	明々庵 安永8年 (1779)		きたほりちよう 北堀町	②県指定 ※本席、水屋、 鎖の間	茶の湯文化に見られる歴史的風致
			松江市	令和2年8月24日	

No.	名称／築年	写 真	所在地	文化財指定等区分※	関連する歴史的風致
			所有者	歴史的風致形成建造物指定状況	
8	しらかた 白潟天満宮 延宝5年 (1677)		てんじんまち 天神町		整行列に見られる歴史的風致
			宗教法人	令和2年8月24日	
9	まな井神社 寛文2年 (1662)		やましろうちょう 山代町	②県指定 ※本殿	いづもこくふあと 出雲国府跡 周辺に見られる歴史的風致
			宗教法人		
10	ろくしょ 六所神社 江戸時代		おおくさちょう 大草町		出雲国府跡 周辺に見られる歴史的風致
			宗教法人		
11	やえがき 八重垣神社 安政6年 (1859)		さくさちょう 佐草町		出雲国府跡 周辺に見られる歴史的風致
			宗教法人		
12	さだ 佐太神社 (舞殿) 貞享年間 (1684~1688)以前 現在の建物は昭和55年に 造営		かしまちょう さだみやうち 鹿島町佐陀宮内		じんざいさい 神在祭と佐 陀神能に見 られる歴史的風致
			宗教法人	令和2年8月24日	
13	べんてん はと ぼじょう 弁天波止場常 夜燈 明治3年 (1870) 平成23年 (2007) 解体復元		みほのせきちょう みほのせき 美保関町美保関		美保関のみ なと文化に 見られる歴 史的風致
			松江市	令和2年8月24日	
14	みほのせき 美保関おかげ の井戸 文久元年 (1861)		みほのせきちょう みほのせき 美保関町美保関	①登録有形文化財	美保関のみ なと文化に 見られる歴 史的風致
			松江市		

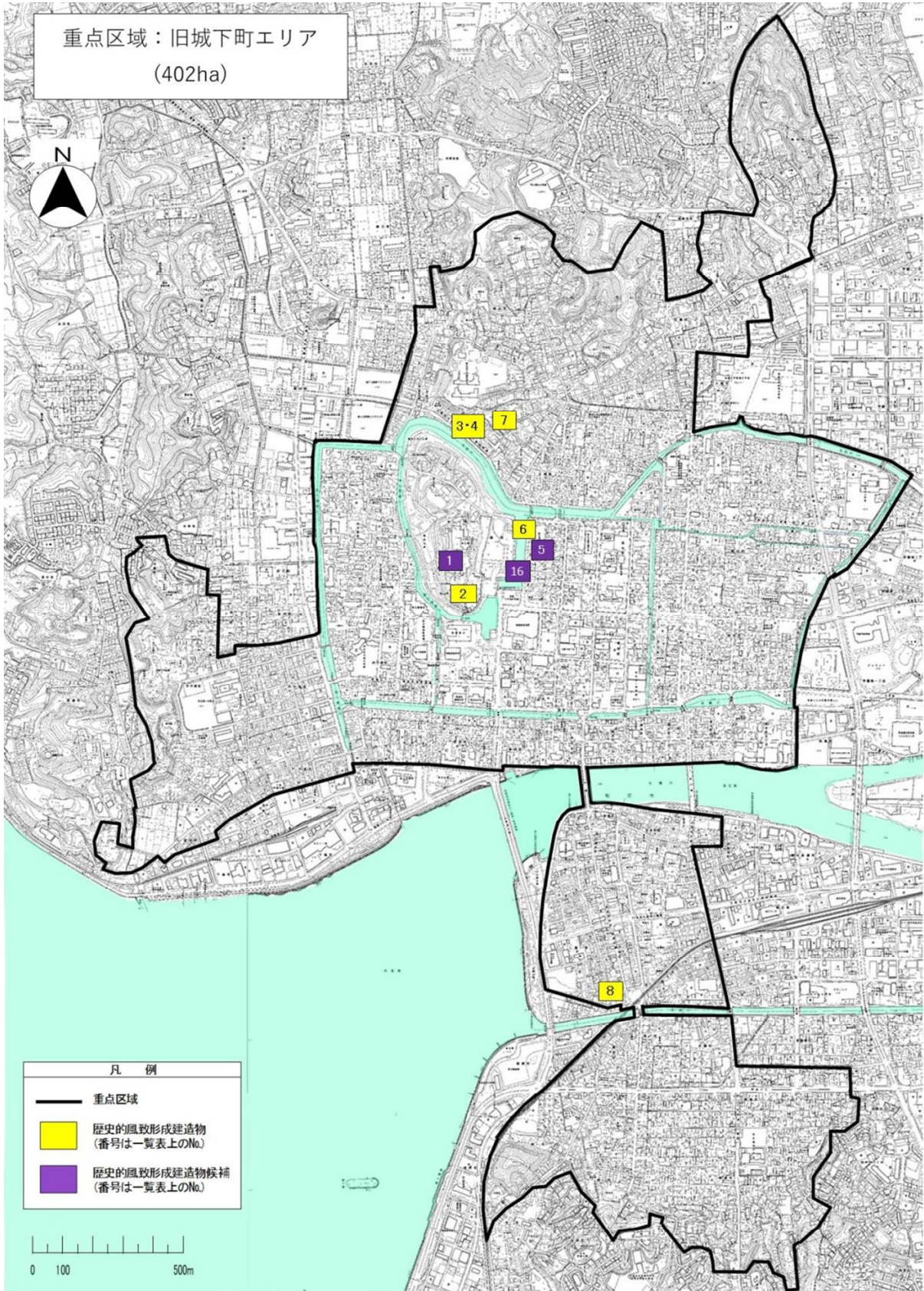
No.	名称／築年	写 真	所在地	文化財指定等区分※	関連する歴史的風致
			所有者	歴史的風致形成建造物指定状況	
15	ひかわじんじや 氷川神社 正保3年 (1646)		しんじちちゆうしんじ 宍道町宍道		近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致
			宗教法人		
16	ほりかわ 堀川 慶長12年 (1607) ～16年(1611)		城下町一円		堀川に見られる歴史的風致
			—		
17	さだがわ 佐陀川 天明7年 (1787)		かしま 鹿島エリア(重点区域)の範囲内に限る		宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致
			—		

※指定等区分

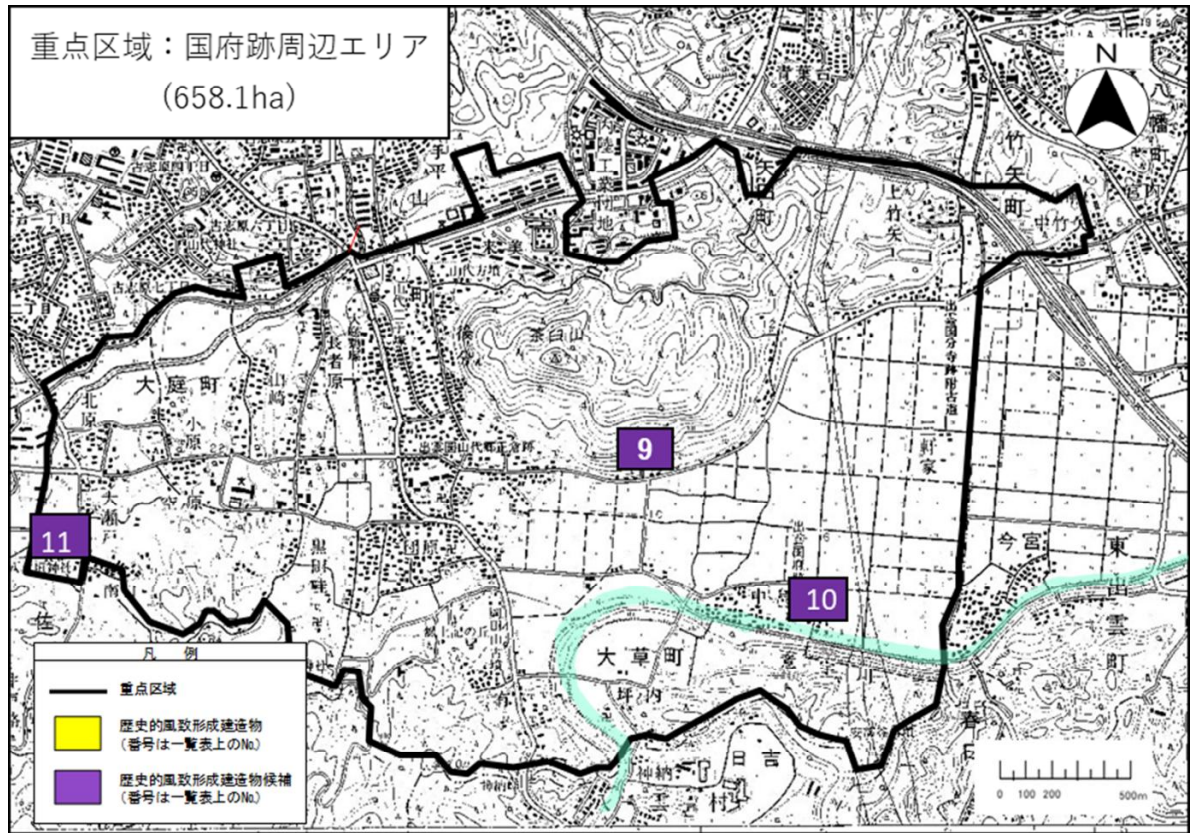
- ①文化財保護法第57条第1項に該当する登録有形文化財
- ②島根県文化財保護条例第4条第1項に規定する島根県指定有形文化財(建造物)
- ③島根県文化財保護条例第31条第1項に規定する島根県指定史跡名勝天然記念物
- ④松江市文化財保護条例第4条に規定する松江市指定文化財
- ⑤景観法第19条に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設

歴史的風致形成建造物指定及び候補の位置図（分布状況）

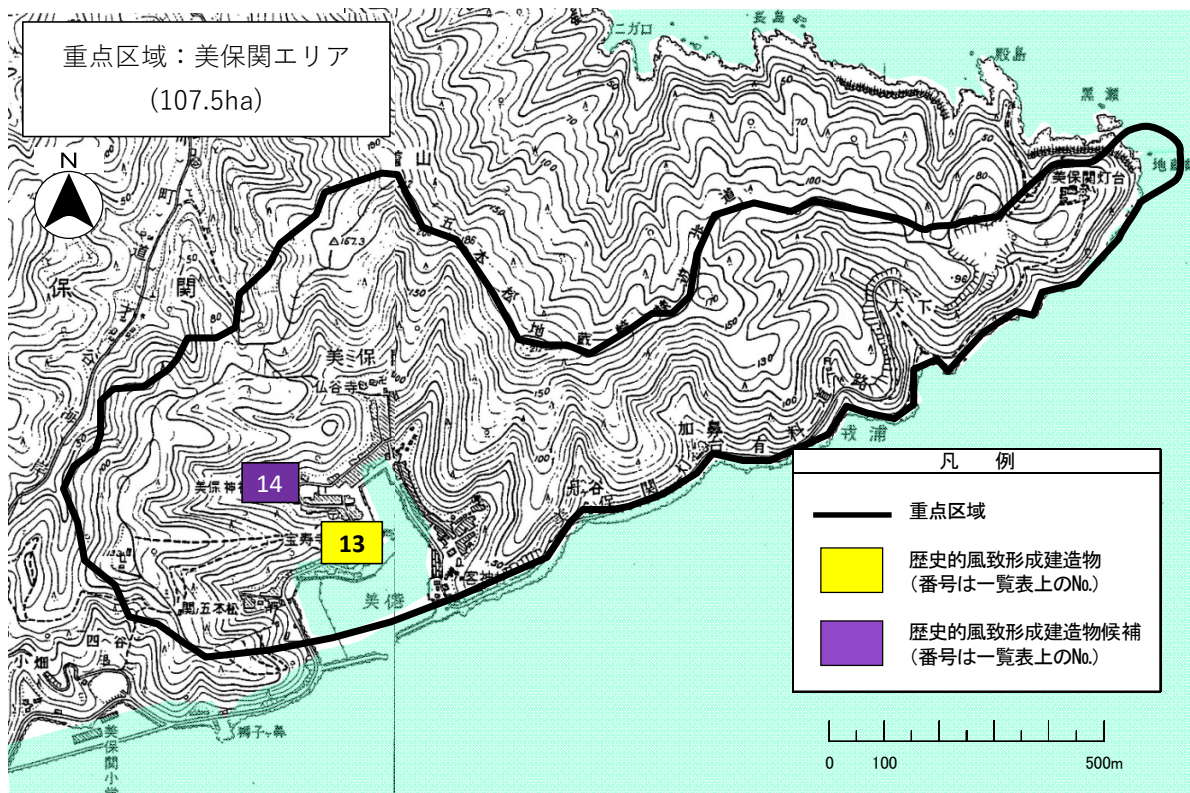
<旧城下町エリア>



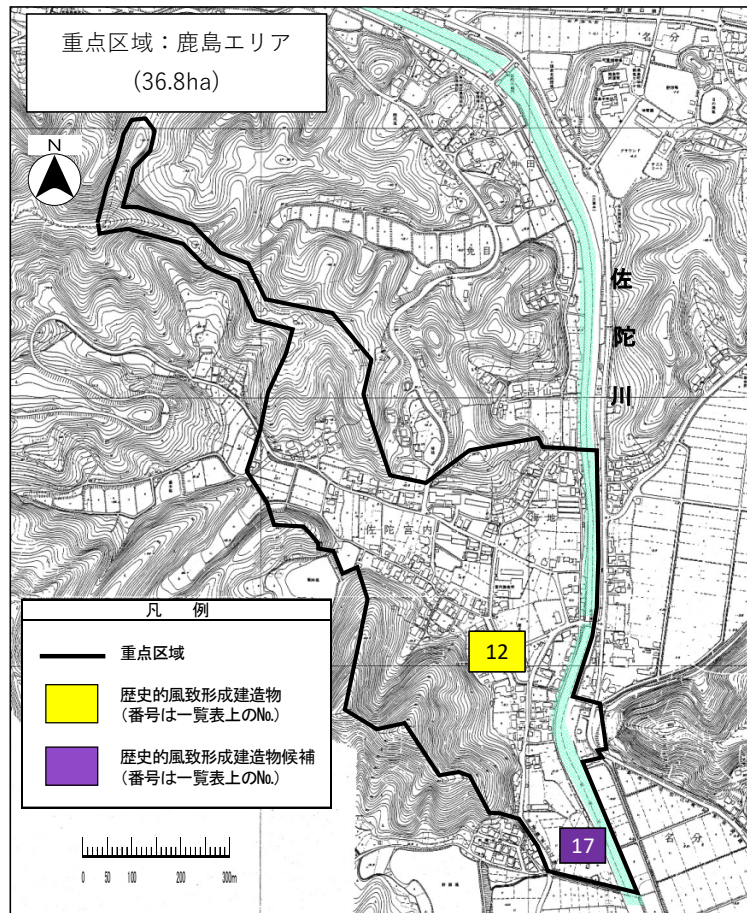
<国府跡周辺エリア>



<美保関エリア>



＜^{かしま}鹿島エリア＞



＜^{しんじ}宍道エリア＞

